

岩手県統計調査条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 3 月 19 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県条例第 20 号

岩手県統計調査条例等の一部を改正する条例

(岩手県統計調査条例の一部改正)

第 1 条 岩手県統計調査条例(昭和 24 年岩手県条例第 54 号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(実地調査) 第 7 条 この調査に関する事務に従事する <u>吏員</u> 若しくは調査員は、調査のため必要な場所に立ち入り、検査をし、調査資料の提供を求め、又は関係者に対し質問をすることができる。 2 [略]	(実地調査) 第 7 条 この調査に関する事務に従事する <u>職員</u> 若しくは調査員は、調査のため必要な場所に立ち入り、検査をし、調査資料の提供を求め、又は関係者に対し質問をすることができる。 2 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例の一部改正)

第 2 条 集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例(昭和 25 年岩手県条例第 34 号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第 6 条 この条例の各規定は、第 1 条に定めた集会、集団行進又は集団示威運動以外に集会を行う権利を禁止し、若しくは制限し、又は <u>集会、政治運動</u> を監督し若しくはプラカード、出版物その他の文書図画を検閲する権限を公安委員会、警察官及びその他の警察職員又はその他の <u>県、市、町、村の吏員若しくは職員</u> に与えるものと解釈してはならない。	第 6 条 この条例の各規定は、第 1 条に定めた集会、集団行進又は集団示威運動以外に集会を行う権利を禁止し、若しくは制限し、又は <u>集会若しくは政治運動</u> を監督し若しくはプラカード、出版物その他の文書図画を検閲する権限を公安委員会、警察官及びその他の警察職員又はその他の <u>県若しくは市町村の職員</u> に与えるものと解釈してはならない。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(岩手県恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部改正)

第 3 条 岩手県恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例(昭和 32 年岩手県条例第 29 号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(用語の意義)</p> <p>第1条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 この条例において「他の都道府県の職員」とは、他の都道府県の退職年金及び退職一時金に関する条例（以下「退職年金条例」という。）の適用を受ける者（他の都道府県の退職年金条例の適用を受ける市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する者を含む。）のうち次に掲げる者をいう。</p> <p>(1) 知事、副知事、<u>出納長</u>及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第172条第1項に規定する<u>吏員</u>（以下この項及び次項において「<u>吏員</u>」という。）</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>(5) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第1項に規定する人事委員会の委員で常勤のもの及び同法第12条第1項に規定する<u>事務職員で吏員に相当するもの</u></p> <p>(6) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第1項に規定する教育長及び同法第19条第1項に規定する<u>職員で吏員に相当するもの</u></p> <p>(7) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第31条第2項に規定する<u>職員で吏員に相当するもの</u></p> <p>(8) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の職員で次に掲げるもの</p> <p>ア 大学の学長、教授、<u>助教授</u>、常時勤務に服することを要する講師及び助手</p> <p>イ [略]</p> <p>ウ 中学校、<u>小学校</u>、<u>盲学校</u>、<u>聾学校</u>又は<u>養護学校</u>の校長、教諭及び養護</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第1条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 この条例において「他の都道府県の職員」とは、他の都道府県の退職年金及び退職一時金に関する条例（以下「退職年金条例」という。）の適用を受ける者（他の都道府県の退職年金条例の適用を受ける市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する者を含む。）のうち次に掲げる者をいう。</p> <p>(1) 知事、副知事及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第172条第1項に規定する<u>職員</u></p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>(5) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第1項に規定する人事委員会の委員で常勤のもの及び同法第12条第1項に規定する<u>事務職員</u></p> <p>(6) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第1項に規定する教育長及び同法第19条第1項に規定する<u>職員</u></p> <p>(7) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第31条第2項に規定する<u>職員</u></p> <p>(8) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の職員で次に掲げるもの</p> <p>ア 大学の学長、教授、常時勤務に服することを要する講師及び助手</p> <p>イ [略]</p> <p>ウ 中学校又は<u>小学校</u>の校長、教諭及び養護教諭並びに幼稚園の園長、教</p>

教諭並びに幼稚園の園長、教諭及び養護教諭

エ 事務職員又は技術職員で吏員に相当するもの

(9) 特別区が連合して維持する消防の消防職員で吏員に相当するもの

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) 旧教育委員会法（昭和23年法律第170号）第41条第1項に規定する教育長及び同法第45条第1項に規定する職員で吏員に相当するもの

(14) 旧教育委員会法第66条第2項に規定する職員で吏員に相当するもの

(15) 教育委員会法の一部を改正する法律（昭和25年法律第168号）による改正前の旧教育委員会法第66条第4項に規定する職員で吏員に相当するもの

(16) 特別区が連合して維持していた警察の警察職員で吏員に相当するもの

(17) [略]

(18) [略]

(19) [略]

(20) [略]

4 この条例において「市町村の教育職員」とは、市町村の退職年金条例

諭及び養護教諭

エ 事務職員又は技術職員

(9) 特別区が連合して維持する消防の消防職員

(10) [略]

(11) 地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）による改正前の地方自治法第168条第1項に規定する出納長

(12) [略]

(13) [略]

(14) 旧教育委員会法（昭和23年法律第170号）第41条第1項に規定する教育長及び同法第45条第1項に規定する職員

(15) 旧教育委員会法第66条第2項に規定する職員

(16) 教育委員会法の一部を改正する法律（昭和25年法律第168号）による改正前の旧教育委員会法第66条第4項に規定する職員

(17) 学校教育法の一部を改正する法律（平成17年法律第83号）による改正前の学校教育法第58条に規定する助教授

(18) 学校教育法等の一部を改正する法律（平成18年法律第80号）による改正前の学校教育法第1条に規定する盲学校、聾学校又は養護学校の校長、教諭及び養護教諭

(19) 特別区が連合して維持していた警察の警察職員

(20) [略]

(21) [略]

(22) [略]

(23) [略]

4 この条例において「市町村の教育職員」とは、市町村の退職年金条例

の適用を受ける学校教育法第1条に規定する大学、高等学校及び幼稚園の職員並びに市町村の教育事務に従事する職員のうち次に掲げる者をいう。

(1) 学校教育法第1条に規定する大学、高等学校及び幼稚園の職員で次に掲げるもの

ア 大学の学長、教授、助教授、常時勤務に服することを要する講師及び助手

イ・ウ [略]

(2) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状（教育職員免許法施行法（昭和24年法律第148号）第1条第1項の表の第1号及び第6号から第9号までの上欄に掲げる教員の免許状を含む。）を有する職員で次に掲げるもの

ア 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第16条第1項に規定する教育長及び同法第19条第2項に規定する職員で吏員に相当するもの

イ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第31条第1項に規定する学校の事務職員又は技術職員で吏員に相当するもの

ウ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第31条第2項に規定する職員で吏員に相当するもの

エ 大学に関する教育に関する事務に従事する吏員

オ 旧教育委員会法第41条第1項に規定する教育長及び同法第45条第2項に規定する職員で吏員に相当するもの

カ 旧教育委員会法第66条第1項に規定する学校の事務職員又は技術職員で吏員に相当するもの

キ 旧教育委員会法第66条第2項に規定する職員で吏員に相当するもの

ク 教育委員会法の一部を改正する法律（昭和25年法律第168号）に

の適用を受ける学校教育法第1条に規定する大学、高等学校及び幼稚園の職員並びに市町村の教育事務に従事する職員のうち次に掲げる者をいう。

(1) 学校教育法第1条に規定する大学、高等学校及び幼稚園の職員で次に掲げるもの

ア 大学の学長、教授、常時勤務に服することを要する講師及び助手

イ・ウ [略]

(2) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状（教育職員免許法施行法（昭和24年法律第148号）第1条第1項の表の第1号及び第6号から第9号までの上欄に掲げる教員の免許状を含む。）を有する職員で次に掲げるもの

ア 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第16条第1項に規定する教育長及び同法第19条第2項に規定する職員

イ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第31条第1項に規定する学校の事務職員又は技術職員

ウ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第31条第2項に規定する職員

エ 大学に関する教育に関する事務に従事する職員

オ 旧教育委員会法第41条第1項に規定する教育長及び同法第45条第2項に規定する職員

カ 旧教育委員会法第66条第1項に規定する学校の事務職員又は技術職員

キ 旧教育委員会法第66条第2項に規定する職員

ク 教育委員会法の一部を改正する法律（昭和25年法律第168号）に

よる改正前の旧教育委員会法第66条第4項に規定する職員で吏員に相当するもの

ケ 旧教育委員会法第3条の規定により教育委員会が当該市町村に設置されるまでの間において、当該市町村の教育関係の部課又は学校以外の教育機関に属していた吏員

(在職期間の計算)

第5条 [略]

2 [略]

3 他の都道府県又は市町村の退職年金条例に規定する準教育職員（恩給法の一部を改正する法律（昭和26年法律第87号）による改正前の恩給法第22条第2項に規定する準教育職員（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）附則第38条第3項の規定により準教育職員とみなされる者を含む。以下「準教育職員」という。）に相当する者をいう。以下同じ。）であった者が、引き続いて岩手県退職料等条例第1条に規定する教育職員（以下「教育職員」という。）又は準教育職員となった場合においては、当該他の都道府県又は市町村の退職年金条例に規定する準教育職員としての在職期間の2分の1に相当する期間（退職年金の算定の基礎となるべき在職期間については、当該他の都道府県又は市町村の準教育職員としての在職期間の2分の1に相当する期間に相当する期間を加えた期間）を教育職員としての在職期間に通算する。ただし、他の都道府県又は市町村が県と同様の措置を講じていない場合は、この限りでない。

4 [略]

5 前2項に規定するもののほか、退職年金の算定の基礎となるべき在職期間については、他の都道府県の退職年金条例に規定する教育職員（第1条第3項第8号ウに掲げる者に限る。）又は市町村の退職年金条例に

よる改正前の旧教育委員会法第66条第4項に規定する職員

ケ 旧教育委員会法第3条の規定により教育委員会が当該市町村に設置されるまでの間において、当該市町村の教育関係の部課又は学校以外の教育機関に属していた職員

(3) 学校教育法の一部を改正する法律（平成17年法律第83号）による改正前の学校教育法第58条に規定する助教授

(在職期間の計算)

第5条 [略]

2 [略]

3 他の都道府県又は市町村の退職年金条例に規定する準教育職員（恩給法の一部を改正する法律（昭和26年法律第87号）による改正前の恩給法第22条第2項に規定する準教育職員（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）附則第2条第3項の規定により準教育職員とみなされる者を含む。以下「準教育職員」という。）に相当する者をいう。以下同じ。）であった者が、引き続いて岩手県退職料等条例第1条に規定する教育職員（以下「教育職員」という。）又は準教育職員となった場合においては、当該他の都道府県又は市町村の退職年金条例に規定する準教育職員としての在職期間の2分の1に相当する期間（退職年金の算定の基礎となるべき在職期間については、当該他の都道府県又は市町村の準教育職員としての在職期間の2分の1に相当する期間に相当する期間を加えた期間）を教育職員としての在職期間に通算する。ただし、他の都道府県又は市町村が県と同様の措置を講じていない場合は、この限りでない。

4 [略]

5 前2項に規定するもののほか、退職年金の算定の基礎となるべき在職期間については、他の都道府県の退職年金条例に規定する教育職員（第1条第3項第8号ウ及び第18号に掲げる者に限る。）又は市町村の退職

規定する教育職員（第1条第4項第1号ウに掲げる者に限る。）を岩手県退隠料等条例第1条第2項第9号及び第10号に掲げる職員（吏員相当の職員を除く。以下「小学校等の教育職員」という。）と、他の都道府県の準教育職員（学校教育法第1条に規定する高等学校の常時勤務に服することを要する講師を除いた者に限る。）又は市町村の準教育職員（同法同条に規定する幼稚園の助教諭、養護助教諭及び常時勤務に服することを要する講師に限る。）を岩手県退隠料等条例第1条第2項第9号及び第10号に掲げる学校の準教育職員と、他の都道府県又は市町村の代用教員等（恩給法の一部を改正する法律（昭和28年法律第155号。以下「法律第155号」という。）附則第44条の3第1項に規定する代用教員等（以下「代用教員等」という。）に相当する者をいう。以下同じ。）を代用教員等とみなしたならば当該他の都道府県又は市町村の代用教員等としての在職期間が小学校等の教育職員としての在職期間に通算されることとなるときは、当該他の都道府県又は市町村の代用教員等としての在職期間（昭和22年5月3日以後における期間に限る。）を通算するものとする。この場合においては、第3項ただし書の規定を準用する。

年金条例に規定する教育職員（第1条第4項第1号ウに掲げる者に限る。）を岩手県退隠料等条例第1条第2項第9号及び第10号に掲げる職員（校長、教諭及び養護教諭に限る。以下「小学校等の教育職員」という。）と、他の都道府県の準教育職員（学校教育法第1条に規定する高等学校の常時勤務に服することを要する講師を除いた者に限る。）又は市町村の準教育職員（同法同条に規定する幼稚園の助教諭、養護助教諭及び常時勤務に服することを要する講師に限る。）を岩手県退隠料等条例第1条第2項第9号及び第10号に掲げる学校の準教育職員と、他の都道府県又は市町村の代用教員等（恩給法の一部を改正する法律（昭和28年法律第155号。以下「法律第155号」という。）附則第44条の3第1項に規定する代用教員等（以下「代用教員等」という。）に相当する者をいう。以下同じ。）を代用教員等とみなしたならば当該他の都道府県又は市町村の代用教員等としての在職期間が小学校等の教育職員としての在職期間に通算されることとなるときは、当該他の都道府県又は市町村の代用教員等としての在職期間（昭和22年5月3日以後における期間に限る。）を通算するものとする。この場合においては、第3項ただし書の規定を準用する。

備考 改正部分は、下線の部分である。

（学校事業所等水道条例の一部改正）

第4条 学校事業所等水道条例（昭和33年岩手県条例第25号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（報告又は随時検査）</p> <p>第9条 知事は、必要があると認めるときは、設置者から必要な報告を求め、又は当該<u>吏員</u>をして水道施設のある場所に立ち入らせ、水量、水質、給水状況又は必要な帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）</p>	<p>（報告又は随時検査）</p> <p>第9条 知事は、必要があると認めるときは、設置者から必要な報告を求め、又は当該<u>職員</u>をして水道施設のある場所に立ち入らせ、水量、水質、給水状況又は必要な帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）</p>

の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。)を調査させることができる。

の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。)を調査させることができる。

2 前項の規定により検査をする場合には、当該吏員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

2 前項の規定により検査をする場合には、当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

(市町村立学校職員の給料の調整額に関する条例の一部改正)

第5条 市町村立学校職員の給料の調整額に関する条例(昭和33年岩手県条例第41号)の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表(第2条関係) 適用区分表			別表(第2条関係) 適用区分表		
勤務箇所	職員	調整数	勤務箇所	職員	調整数
小学校及び 中学校	(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第75条に定める <u>特殊学級</u> を担当し、 <u>特殊教育</u> に直接従事することを本務とする職員 (2) <u>心身に故障</u> がある児童及び生徒(学校教育法第75条に定める <u>特殊学級</u> の児童及び生徒を除く。)に対して行う当該児童及び生徒の <u>心身の故障</u> に応じた特別の指導を担当し、 <u>特殊教育</u> に直接従事することを本務とする職員	2	小学校及び 中学校	(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第75条第2項及び第3項に定める <u>特別支援学級</u> を担当し、 <u>特別支援教育</u> に直接従事することを本務とする職員 (2) <u>障害</u> がある児童及び生徒(学校教育法第75条第2項及び第3項に定める <u>特別支援学級</u> の児童及び生徒を除く。)に対して行う当該児童及び生徒の <u>障害</u> に応じた特別の指導を担当し、 <u>特別支援教育</u> に直接従事することを本務とする職員	2
備考 改正部分は、下線の部分である。			備考 改正部分は、下線の部分である。		

附 則

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

2 第3条の規定による改正後の岩手県恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基

礎となるべき在職期間との通算に関する条例第1条第3項第1号、第5号から第7号まで、第8号エ、第9号、第14号から第16号まで及び第19号並びに第4項第2号の規定は、この条例の施行の日以後のこれらの規定に規定する職員としての在職期間について適用し、この条例の施行の日前の当該在職期間については、なお従前の例による。